

犯罪被害者支援で 県内初の表彰

— 桜川地区被害者支援連絡協議会 —



おまの 荻野県警本部長から飯島副市長に表彰状が贈られました。

桜川地区被害者支援連絡協議会が実施している犯罪被害者の方への支援に対して、茨城県警察と社団法人いばらき被害者支援センターから、県内で初となる表彰状が贈られました。

平成18年に「桜川地区被害者支援連絡協議会」設立

被害者支援連絡協議会は、犯罪被害者の方やその遺族に対しての支援活動を目的に、県内各警察署単位で設立されています。

桜川地区被害者支援連絡協議会は、警察署・交通安全協会・安全運転管理者協議会・学識経験者の皆さまと桜川市長・市役所各部長ならびに事務局が会員となり、平成18年に設立されました。

支援対象となる犯罪被害

本協議会の支援対象となる犯罪被害は、日本国内の犯罪または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内で行われた、人の生命または身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失犯を除く。）による死亡・重傷病または障害であり、緊急避難による行為や心神喪失者または刑事未成年者の行為のために、刑法上加害者が罰せられない場合も対象に含まれます。

被害者の経済的支援など

本協議会の主な活動内容は、被害者の捜査過程において必要となる診断書料の費用負担などの被害者の経済的支援や毎年11月の被害者支援週間における街頭キャンペーン・各種イベントなどでのチラシや啓発品の配布のほか、被害者遺族を講師に迎えた「いのちの講演会」を実施し、命の大切さについて認識を深めてもらう講演会も実施しています。

お気軽にご相談ください

近年、様々な犯罪が多発しています。犯罪に巻き込まれた被害者の方の多くが、十分な支援も受けられず、社会的にも孤立化を余儀なくされています。

市役所は、このような犯罪被害者の方からの相談に対して関係部局が所管する各種支援制度の案内や補助申請などを行っています。

お気軽にご相談ください。

■問合先／市役所生活安全課
(☎58-151111・7513111代表)

『気づくのはあなたと地域の心の目』

桃山中2年 大塚 倫大さん

— 「児童虐待防止推進月間」標語 —

最優秀作品



厚生労働大臣からの表彰状を手にする大塚倫大さん（写真左）と標語が入った啓発ポスター（写真右）

平成24年度 厚生労働省の児童虐待防止推進月間の標語として、桃山中学校2年生の大塚倫大さんの作品

『気づくのはあなたと地域の心の目』

が、最優秀作品に選ばれ、昨年11月24日に札幌市で開催された同省主催の「子どもの虐待防止推進フォーラムinほっかいどう」で、厚生労働大臣表彰を受けました。

大塚さんは、日常のテレビのニュースなどから伝えられる児童虐待の報道に、「虐待をなくすためには何が大切な

のか」を思い、学校の「虐待を考える授業」の中でこの標語を考えました。

厚生労働省は、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発活動を実施しており、この大塚さんの作品は、同省の全国公募により、応募数5,513作品の中から選ばれ、同省が作成した児童虐待防止推進月間の啓発ポスターなどに掲載され、県や市町村、学校、警察などに広く配布され活用されました。